第百二十四条第五項中「が保佐人又は補助人」を「が補助人（民法第十条第一項の規定により特定補助人として付され、又は同法第八百七十六条の二第五項の規定により特定補助人と定められた者を除く。第一号において同じ。）」に、「同号」を「第一項第三号」に改め、同項第一号中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「保佐人又は補助人」を「補助人」に改め、同項第二号中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に改める。

第百九十六条第二号中「後見人と被後見人」を「未成年後見人と未成年被後見人」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特定補助人と特定補助人を付する処分の審判を受けた者の関係にあること。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律及び有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「後見開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

一　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十二条第三号

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二十六条第三号

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二十八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「又は後見人」を「並びに未成年後見人及び特定補助人」に改める。

第五十三条の三第二項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第二十九条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三の見出し中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判等」に改め、同条中「後見開始、保佐開始又は」を削り、「審判」の下に「又は特定補助人を付する処分の審判」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

第三十条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項中「第三条の十二各号」を「第三条の十三各号」に改める。

第十三条第一項中「、第十三条」を削り、「第十七条」を「第十条第二項及び第三項」に改める。

第十四条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に、「成年後見人は」を「特定補助人は」に改め、同項ただし書中「成年後見人」を「特定補助人」に改め、同条第二項中「成年後見監督人が、成年被後見人」を「補助監督人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第三十一条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「乃至第四百条」を「から第四百条まで」に改める。

第二十三条の二第一項中「後見人若しくは保佐人」を「未成年後見人若しくは補助人」に改め、同項第三号中「、保佐人」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一　未成年後見人又は補助人

（不動産登記法の一部改正）

第三十二条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項中「後見開始若しくは保佐開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

（会社法の一部改正）

第三十三条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条の二第一項中「成年被後見人が」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者が」に、「成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「成年被後見人又は被保佐人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同項を同条第二項とする。

第六百七条第一項第七号中「後見開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第三十四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第五号中「後見、保佐及び」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第三十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第一項中「成年被後見人が」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者が」に、「成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法（明治二十九年法律第八十九号）第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「成年被後見人又は被保佐人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同項を同条第二項とする。

（法の適用に関する通則法の一部改正）

第三十六条　法の適用に関する通則法（平成十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（補助開始の審判）」に改め、同条中「成年被後見人、被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受ける者」に、「後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等」を「補助開始の審判」に改める。

第三十五条の見出しを「（未成年後見等）」に改め、同条第一項中「後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）は、被後見人、被保佐人又は被補助人（次項において「被後見人等」と総称する。）」を「未成年後見又は補助（以下「未成年後見等」と総称する。）は、未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者」に改め、同条第二項中「被後見人等」を「未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者」に、「後見人、保佐人」を「未成年後見人」に、「後見等に」を「未成年後見等に」に改め、同項第一号中「後見等」を「未成年後見等」に改め、同項第二号中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判」に改める。

（信託法の一部改正）

第三十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第二号中「後見開始又は保佐開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

第六十条第一項中「成年後見人若しくは保佐人」を「特定補助人」に改める。

（統計法の一部改正）

第三十八条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「又は成年被後見人」を削り、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により報告を求められた個人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合には、その特定補助人は、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しつつ、当該報告に関し必要な支援を行うよう努めなければならない。この場合において、当該特定補助人は、必要があると認めるときは、本人に代わって当該報告を行うことができる。

（非訟事件手続法の一部改正）

第三十九条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。